

大樹町議会基本条例（案）・本文 逐条解説

この資料は、町民の皆さまに条文の内容をわかりやすく説明するためのものです。各条文について、以下の5つの項目で解説しています。

第1章 総則

第1条 目的

1. 条文の目的・役割

＊この条例全体の目的を定めた条文です。議会がどのような理念に基づいて運営されるのかを明確にしています。

2. 主要内容

- ＊議会が自主的かつ自律的に運営されることの重要性
- ＊地方分権時代にふさわしい議会運営と議員活動
- ＊町民全体の福祉向上と大樹町の発展への貢献

3. 背景・理由

＊地方分権が進む中で、議会は町民の信頼を得るために、自らのルールを定め、透明性と説明責任を果たす必要があります。

4. 他の条文との関係

＊第2条（議会及び議員の責務）と連携し、議会の基本的な考え方を示します。

5. 実現方法・具体例

＊この条例に基づき、議会は情報公開、町民参加、政策提案など、様々な取組を進めます。

第2条 議会及び議員の責務

1. 条文の目的・役割

＊議会と議員が、この条例を守り、町民の代表機関としての責任を果たすことを定めています。

2. 主要内容

- ＊条例に定める理念・原則の遵守
- ＊議会の条例等の遵守
- ＊町民の代表機関としての責任

3. 背景・理由

＊議会は町民から選ばれた代表です。その代表が自らのルール（この条例）を守ることで、町民の信頼を得ることができます。

4. 他の条文との関係

＊第1条の目的を実現するために、議会と議員が果たすべき責任を明記しています。

5. 実現方法・具体例

＊議会は毎年、この条例に基づいた活動ができているか検証し、改善していきます。

第2章 議会及び議員の活動原則

第3条 議会の活動原則

1. 条文の目的・役割

＊議会全体として守るべき4つの基本原則を定めています。

2. 主要内容

(1) 開かれた議会

- ・町民を代表する議決機関であることの自覚
- ・公正性と透明性の確保
- ・町民に信頼される開かれた議会

(2) 監視機能

- ・町民の意思が町政に反映されているか確認
- ・町政が公正で民主的に運営されているか監視

(3) 自由な討議

- ・議員相互間の活発な意見交換
- ・多様な意見を集約して運営

(4) 説明責任

- ・重要な議案を議決したときは町民に説明

3. 背景・理由

＊議会は町民の信頼を得るために、開かれた運営と透明性が不可欠です。

4. 他の条文との関係

＊第4条（議員の活動原則）と合わせて、議会全体と個々の議員の活動を定めています。

5. 実現方法・具体例

＊本会議をインターネットで配信

＊委員会の傍聴を促進

＊議会報告会を開催して町民と対話

第4条 議員の活動原則

1. 条文の目的・役割

＊個々の議員が守るべき3つの基本原則を定めています。

2. 主要内容

(1) 全体の福祉を目指す活動

- ・特定の団体や地域だけの代表ではなく、町民全体の福祉を目指す

(2) 課題把握と自己研さん

- ・町政の課題と町民の意見・要望を的確に把握
- ・常に自己研さんに努める

(3) 言論の府としての活動

- ・議会が言論の府であることを認識
- ・議員同士が対等な立場で自由に討議

3. 背景・理由

＊議員は町民から選ばれた代表です。町民全体の福祉を目指し、常に学び、自由に意見を交わすことが重要です。

4. 他の条文との関係

＊第3条（議会の活動原則）と合わせて、議会全体と個々の議員の活動を定めています。

5. 実現方法・具体例

＊議員研修の充実（第12条）

＊町民との懇談会開催（第6条）

＊委員会での自由な討議

第5条 委員会等の活動及び議員協議会の運営

1. 条文の目的・役割

＊議会の委員会と議員協議会の役割と活動方法を定めています。

2. 主要内容

(1) 委員会等の設置

・常任委員会、議会運営委員会、特別委員会を設置

(2) 委員会等の活動

・所管事務と付託事件の審査・調査を充実

・町政の課題に適切かつ迅速に対応

(3) 議員協議会の設置

・議会運営調整と町長等の政策課題の審査に対応

・議員間の自由な討議を実施

3. 背景・理由

＊議会の機能を十分に発揮するために、委員会と議員協議会が協力して活動することが重要です。

4. 他の条文との関係

＊第11条（自由討議による合意形成）と連携し、議員間の討議を促進します。

5. 実現方法・具体例

＊常任委員会での詳細な審査

＊特別委員会による特定課題の調査

＊議員協議会での政策課題の検討

第3章 町民と議会との関係

第6条 町民参加及び町民との連携

1. 条文の目的・役割

＊議会が町民と連携し、町民参加を促進するための具体的な方法を定めています。

2. 主要内容

(1) 情報公開と共有

・議会活動に関する情報を公開・共有

・説明責任を十分に果たす

・町民が議会活動に参加する機会を確保

(2) 事前周知と情報公開

・本会議・委員会の日程を事前に周知

・審議過程と結果を公開・共有

- (3) 参考人制度・公聴会の活用
 - ・町民の意向と専門家の意見を反映
- (4) 請願・陳情の取扱
 - ・請願・陳情を町民による政策提案と位置づけ
 - ・提案者の意見を聴く機会を確保
- (5) 議会報告会・懇談会
 - ・年1回以上開催
 - ・町民の意見を聴取
 - ・議会・議員による政策提案を実施

3. 背景・理由

＊議会は町民の信頼を得るために、情報を積極的に公開し、町民の声を聴く必要があります。

4. 他の条文との関係

＊第7条（議会広報及び広聴の充実）と連携し、町民とのコミュニケーションを強化します。

5. 実現方法・具体例

- ＊ホームページでの情報公開
- ＊議会だよりの発行
- ＊議会報告会の開催
- ＊請願・陳情の受け付けと審査

第7条 議会広報及び広聴の充実

1. 条文の目的・役割

＊議会が町民に対して情報を発信し、町民の声を聴く仕組みを定めています。

2. 主要内容

- (1) 議会独自の視点での情報発信
 - ・市政の論点・争点を議会の視点から周知
- (2) 重要情報の速やかな公表
 - ・市政に係る重要情報を速やかに公表
 - ・町民の意見・要望を聴取
 - ・その内容と対応を情報提供
- (3) 多様な広報手段の活用
 - ・情報技術の発達を踏まえた多様な手段を活用
- (4) 議会モニター制度
 - ・議会モニター制度を設けることができる

3. 背景・理由

＊町民が議会活動を理解し、議会に関心を持つことが重要です。そのために、わかりやすく、多様な方法で情報を発信する必要があります。

4. 他の条文との関係

＊第6条（町民参加及び町民との連携）と連携し、双方向のコミュニケーションを実現します。

5. 実現方法・具体例

- ＊議会だよりの発行

- * ホームページの充実
- * SNS（フェイスブック等）での情報発信
- * 議会報告会での対話
- * 議会モニター制度の導入検討

第4章 町長等と議会との関係

第8条 町長等と議会及び議員の関係

1. 条文の目的・役割

* 本会議での一般質問の方法と、町長等の反問権について定めています。

2. 主要内容

(1) 一般質問の方法

- ・ 一括質問方式に加え、一問一答方式を実施
- ・ 論点・争点を明確にする
- ・ 町民にわかりやすい質問

(2) 町長等の反問権

- ・ 論点を明確にするため、町長等が反問できる
- ・ 議長又は委員長の許可を得て実施

3. 背景・理由

* 一般質問は、議会が町政をチェックする重要な機会です。一問一答方式により、論点を明確にし、町民にわかりやすくすることが重要です。

4. 他の条文との関係

* 第9条（町長による政策等の形成過程の説明）と連携し、議会と町長等の関係を定めています。

5. 実現方法・具体例

- * 本会議での一問一答方式の導入
- * 町長等の反問に関するルール作成
- * 町民にわかりやすい質問と答弁

第9条 町長による政策等の形成過程の説明

1. 条文の目的・役割

* 町長が提案する計画や事業について、その形成過程を明らかにするよう求めています。

2. 主要内容

(1) 説明を求める事項

- ・ 政策等を必要とする背景
- ・ 提案に至るまでの経緯
- ・ 総合計画との整合性
- ・ 財政措置状況

(2) 審議の方法

- ・ 立案・執行における論点と争点を明らかにする
- ・ 執行後における政策評価について調査・審議

3. 背景・理由

＊議会が町長の提案を十分に理解した上で、審議する必要があります。そのために、形成過程を明らかにすることが重要です。

4. 他の条文との関係

＊第8条（町長等と議会及び議員の関係）と連携し、議会と町長等の関係を定めています。

5. 実現方法・具体例

＊重要な計画提案時に、背景や経緯を説明

＊総合計画との整合性を確認

＊予算説明時に財政措置を明確にする

第10条 議決事項の拡大

1. 条文の目的・役割

＊地方自治法で定める以外の事項について、議会の議決を必要とすることを定めています。

2. 主要内容

(1) 議決対象の拡大

- ・町政全般の重要な計画等を議決対象に追加
- ・議会と町長等が町民に対する責任を担う

(2) 透明性の向上

- ・計画的で透明性の高い町政運営に資する

(3) 具体的な事項

- ・別に条例で定める

3. 背景・理由

＊重要な計画等について議会の議決を得ることで、町民の意思をより反映した町政運営が実現します。

4. 他の条文との関係

＊第9条（町長による政策等の形成過程の説明）と連携し、重要な政策について議会の関与を強化します。

5. 実現方法・具体例

＊別途条例で、議決対象となる具体的な事項を定める予定

第5章 適正な議会機能と議会運営

第11条 自由討議による合意形成

1. 条文の目的・役割

＊議員相互間の自由な討議を通じて、合意形成を図ることの重要性を定めています。

2. 主要内容

(1) 議長の役割

- ・議員相互間の討議を中心とした運営

(2) 本会議・委員会での討議

- ・十分な討論・議論を尽くす
- ・合意形成に努める

- ・町民への説明責任を果たす

(3) 議員の努力

- ・自由な討議を通じて合意形成を目指す
- ・政策立案・政策提言を積極的に実施

3. 背景・理由

＊議会は多様な意見を持つ議員で構成されています。自由な討議を通じて、最良の判断を導き出すことが重要です。

4. 他の条文との関係

＊第3条（議会の活動原則）と連携し、議会の討議機能を強化します。

5. 実現方法・具体例

- ＊委員会での活発な質疑
- ＊本会議での議論の充実
- ＊議員提出議案の検討過程での討議

第12条 議員研修の充実

1. 条文の目的・役割

＊議員の政策形成能力と立案能力を高めるための研修を定めています。

2. 主要内容

- (1) 研修の充実強化
 - ・議員の政策形成及び立案能力の向上に資する研修
- (2) 研修の方法
 - ・各分野の専門家から情報を得る
 - ・町民各層等との交流
 - ・議員研修会・研究会の開催

3. 背景・理由

＊議員は町民の信頼を得るために、常に学び、政策形成能力を高める必要があります。

4. 他の条文との関係

＊第4条（議員の活動原則）の「自己研さん」を具体化しています。

5. 実現方法・具体例

- ＊外部講師による研修会の開催
- ＊先進地視察の実施
- ＊議員間での勉強会の開催

第13条 議会図書室の充実

1. 条文の目的・役割

＊議会図書室を適正に管理し、その機能を充実させることを定めています。

2. 主要内容

- (1) 議会図書室の管理・運営
 - ・適正な管理と運営
 - ・機能の充実・強化

(2) 利用者の拡大

- ・議員だけでなく、町民・町職員も利用可能

3. 背景・理由

＊議会図書室は、議員が政策形成に必要な情報を得るための重要な施設です。また、町民にも開放することで、町民の学習機会を提供できます。

4. 他の条文との関係

＊第12条（議員研修の充実）と連携し、議員の学習環境を整備します。

5. 実現方法・具体例

- ＊図書室の蔵書の充実
- ＊町民への利用案内
- ＊デジタル資料の整備

第14条 議会事務局の体制整備

1. 条文の目的・役割

＊議会事務局の機能を強化し、議会の政策形成機能を高めることを定めています。

2. 主要内容

- (1) 機能の強化
 - ・調査及び法務に関わる機能を積極的に強化
- (2) 独立性の向上
 - ・行政から独立した機関としての機能向上

3. 背景・理由

＊議会事務局が充実することで、議員が政策形成に専念でき、議会の機能が向上します。

4. 他の条文との関係

＊第12条（議員研修の充実）と連携し、議員の学習環境を整備します。

5. 実現方法・具体例

- ＊事務局職員の法務研修
- ＊調査機能の充実
- ＊事務局の人員配置の工夫

第15条 災害時の対応

1. 条文の目的・役割

＊町民の生命や生活に影響を及ぼす災害が発生した場合の議会の対応を定めています。

2. 主要内容

- (1) 議会の責務
 - ・町民及び地域の状況を的確に把握
 - ・議会としての業務を継続
 - ・町長等に速やかに必要な要請を実施
- (2) 対応の詳細
 - ・議長が別に定める

3. 背景・理由

＊災害時には、議会も町民の生命・生活を守るために、迅速に対応する必要があります。

4. 他の条文との関係

＊第2条（議会及び議員の責務）と連携し、議会の基本的な責務を定めています。

5. 実現方法・具体例

＊災害時の議会对応マニュアルの作成

＊議員への連絡体制の整備

＊町長等への要請体制の構築

第6章 議員の政治倫理、議員定数及び報酬

第16条 議員定数及び報酬

1. 条文の目的・役割

＊議員定数と議員報酬の改正に関する基本的なルールを定めています。

2. 主要内容

(1) 定数と報酬の決定

- ・別に条例で定める

(2) 改正時の検討

- ・町政の課題と将来の展望を踏まえた総合的検討
- ・町民の多様な意見を十分に考慮

(3) 定数改正のルール

- ・町民の直接請求がある場合を除き、改正理由の説明が必要
- ・町長が提出する場合を除き、改正理由の説明が必要

(4) 報酬改正のルール

- ・大樹町特別職報酬等審議会の意見を尊重
- ・委員会又は議員が提案する場合は、改正理由の説明が必要

3. 背景・理由

＊議員定数と報酬は、議会の重要な事項です。町民の意見を踏まえ、慎重に検討する必要があります。

4. 他の条文との関係

＊第17条（議員の政治倫理等）と連携し、議員に関する事項を定めています。

5. 実現方法・具体例

＊議員定数・報酬改正時に、改正理由を説明

＊審議会の意見を尊重した報酬改定

第17条 議員の政治倫理等

1. 条文の目的・役割

＊議員が守るべき倫理と、ハラスメント防止に関する基本的なルールを定めています。

2. 主要内容

(1) 議員の倫理性

- ・町民全体の代表者としての倫理性の自覚
- ・地位に基づく影響力の適切な行使

- ・町民の疑惑を招かない行動

(2) ハラスメント防止

- ・ハラスメントが人権侵害であることの認識
- ・ハラスメント防止及び排除の努力

(3) 規律の詳細

- ・別に定める

3. 背景・理由

＊議員は町民から信頼を得ることが重要です。そのために、高い倫理性を保ち、ハラスメントを防止する必要があります。

4. 他の条文との関係

＊第2条（議会及び議員の責務）と連携し、議員の基本的な責務を定めています。

5. 実現方法・具体例

- ＊政治倫理に関する規則の制定
- ＊ハラスメント防止に関するガイドラインの作成
- ＊議員研修での倫理教育

第7章 最高規範性及び見直し手続

第18条 最高規範性

1. 条文の目的・役割

＊この条例が議会の最高規範であることを定めています。

2. 主要内容

- (1) 最高規範としての位置づけ
 - ・議会の運営と活動における最高規範
- (2) 条例制定の制限
 - ・議会は、この条例の趣旨に反する条例・規則等を制定できない

3. 背景・理由

＊この条例は、議会が町民と交わした約束です。議会の全ての活動は、この条例に基づいて行われるべきです。

4. 他の条文との関係

＊第1条（目的）と連携し、条例全体の基本的な考え方を示しています。

5. 実現方法・具体例

＊新しい条例・規則を制定する際に、この条例との整合性を確認

第19条 見直し手続

1. 条文の目的・役割

＊この条例が目的を達成しているか、定期的に検証し、改善することを定めています。

2. 主要内容

- (1) 検証の実施
 - ・議会運営委員会で検証を実施
 - ・条例の目的達成状況を確認

(2) 改善措置

- ・ 検証結果に基づき、速やかに改正を含む適切な措置を講ずる

3. 背景・理由

- * 社会情勢は変わります。この条例も、時代に合わせて見直す必要があります。

4. 他の条文との関係

- * 第1条（目的）と連携し、条例全体の基本的な考え方を示しています。

5. 実現方法・具体例

- * 3～5年ごとに検証を実施
- * 議員アンケートの実施
- * 町民の意見を聴取

まとめ

この条例は、以下の3つの基本的な考え方に基づいています。

考え方	内容
開かれた議会	情報交換と町民参加を重視
活発な討議	議員相互間の自由な討議を促進
説明責任	町民に対する透明性と説明責任を徹底

大樹町議会は、この条例に基づいて、町民の信頼を得られる議会を目指します。